

軽度者への福祉用具貸与の例外給付の取扱いと手続き

要支援1・2、要介護1（＊[7]については、要支援1・2、要介護1～3）の人に対する福祉用具貸与費については、自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て使用が想定しにくい下記の種目については、原則として保険給付できません。

【対象となる福祉用具貸与の種目】

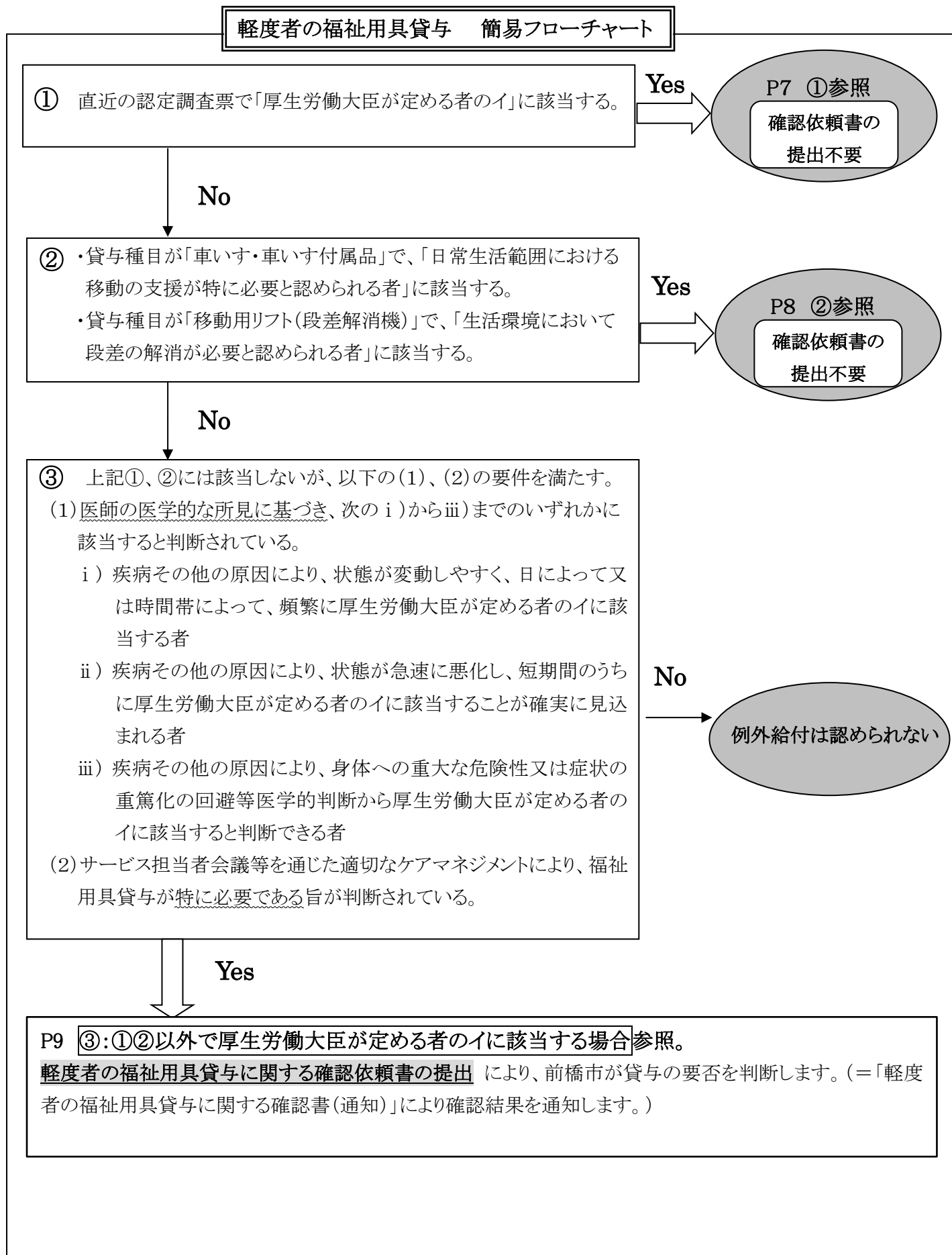
- [1] 車いす及び車いす付属品
- [2] 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- [3] 床ずれ防止用具
- [4] 体位変換器
- [5] 認知症老人徘徊感知機器
- [6] 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- [7] 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)

ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人については、保険給付の対象として例外的に福祉用具貸与が行われます。

※ 種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人・・・厚生労働大臣が定める状態像（厚生労働省第94号告示第31号のイ）に該当する者（具体的にはP7・8の【表1】の「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する者を指します。）

対象となる福祉用具貸与の例外給付が必要な場合には、次ページの簡易フローチャートに沿って手続きを行ってください。

軽度者の例外給付に関する具体的取扱い方法



①: 基本調査の結果から、例外給付が可能な場合

*** 前橋市に確認依頼書を提出する必要はありません。**

直近の認定調査票の基本調査の結果が、「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する場合（下記の表1を参考にしてください）は、例外給付を受けることができます。

【表1】

対象種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1—7 「3. できない」 —
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1—4 「3. できない」 基本調査 1—3 「3. できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1—3 「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3—1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3—2～基本調査 3—7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3—8～基本調査 4—15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2—2 「4. 全介助」以外
移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者（昇降座椅子はここで判断） (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1—8 「3. できない」 基本調査 2—1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —

自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2—6 「4.全介助」 基本調査 2—1 「4.全介助」

直近の基本調査結果を居宅サービス計画書(又は介護予防サービス支援計画書。以下「計画書」という。)と併せて保管してください。

また、福祉用具貸与を開始する前に開催するサービス担当者会議において、利用者の同意を得たうえで、認定調査を実施した日及び例外給付となる基本調査の結果を関係者に伝達するとともに、担当のケアマネジャー(又は地域包括支援センター職員)は、サービス担当者会議録(予防給付にあっては支援経過記録)にその内容を記載し、指定(介護予防)福祉用具貸与事業者提供してください。

(提供する理由)

指定(介護予防)福祉用具貸与事業者は、例外給付を算定する場合には、認定調査票について必要な部分の内容が確認できる文書入手し、サービス記録と併せて保存しなければなりません。しかし、前橋市では、情報提供を本人・親族・計画作成者のみに対して行っているため、認定調査票の写しをその他の人に提供することができないためです。

②:該当する基本調査結果がない場合

* 前橋市に確認依頼書を提出する必要はありません。

以下の場合については、認定調査票の基本調査の結果では要否が判断できません。

▶貸与種目が「車いす・車いす付属品」で、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当する場合

▶貸与種目が「移動用リフト(段差解消機)」で、「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当する場合

この場合については、

- ・ 主治医から得た情報
- ・ 福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメント

により、例外給付の必要性を担当のケアマネジャー(又は地域包括支援センター職員)が判断します。判断した根拠がわかるように書類を整備した上で、計画書と併せて保存してください。

なお、電動車いすを利用する場合、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者の考え方については以下の内容も参考にしてください。

- ・ 車いす(電動車いす)の利用により、買い物や通院などを利用者自身で行う事ができるようになり、その行為に対して訪問介護(外出介助)の利用が不要となる(減る)こと。
- ・ 車いす(電動車いす)が、単なる気分転換や閉じこもり防止の目的ではなく、利用者自身の日常生活を営む目的で利用されること。

③:①②以外で厚生労働大臣が定める者のイに該当する場合

*前橋市に「軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書」(以下「確認依頼書」という。)を提出してください。

○対象となる条件

(1) 医師の医学的な所見に基づき、次の i) から iii) までのいずれかに該当すると判断されている。

【表2】

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者 (例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当することが確実に見込まれる者 (例:がん末期の急速な状態悪化)
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者 (例:ぜんそく発作等による呼吸不全,心疾患による心不全,嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

(2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

(3) (1)、(2)のいずれも満たしていることを前橋市が確認し、福祉用具貸与の可否を判断する。

○確認依頼書の提出について

- ・ 担当のケアマネジャー(又は地域包括支援センター職員)が提出してください。
- ・ 提出先は、前橋市役所介護保険課給付適正化係(以下「給付適正化係」という)です。お預かり後、確認結果を「軽度者の福祉用具貸与に関する確認書」により担当のケアマネジャー(又は地域包括支援センター職員)あてに通知します。
- ・ 原則、福祉用具貸与を開始する前に提出してください。ただし、末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合等、やむを得ず確認依頼書の提出が間に合わない場合には、事前に給付適正化係にご連絡ください。
- ・ 確認依頼書の提出は、原則認定有効期間ごとに必要になります。更新・区分変更申請により新たに認定結果が出て、引き続き例外給付が必要な場合には、改めて確認依頼書(必要書類を添付のうえ)を提出してください。
- ・ 更新申請による再提出の場合には、現在の認定有効期間が終了する前に提出してください。
- ・ 区分変更申請の場合にはP15 Q&A のQ4 をご参照ください。
- ・ 新規申請中で認定結果が出る前に、暫定利用で貸与する場合であって、軽度者に該当する可能性がある場合には、貸与開始前に確認依頼書を提出してください。
- ・ 貸与種目を追加・変更する場合は、追加・変更する種目について新たに確認依頼書を提出してください。ただし、特殊寝台について既に前橋市の確認をとっており、その後に特

殊寝台付属品を追加する場合には、確認依頼書の提出は不要です。

- ・ 本来確認依頼書の提出が必要にも関わらず、提出がないまま軽度者の福祉用具貸与が算定されている場合は、給付費を返還していただくことになりますので、十分ご注意ください。

○確認における必要書類

(1)軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書

(2)居宅サービス計画書(第1～3表)又は介護予防サービス・支援計画書の写し(利用者の同意の署名・同意日が入っているもの、該当福祉用具の利用が盛り込まれているもの)

※利用者の同意日がサービス利用開始前になっていること。

(3)サービス担当者会議の要点の写し(介護予防支援の場合は、サービス担当者会議の要点が記入された介護予防支援経過記録の写しで可)

(4)医師の医学的な所見の分かる書類の写し

※医師の医学的な所見について

- ・ 主治医への意見聴取のほか、主治医意見書や医師の診断書による確認でも差し支えありませんが、単に疾患名のみや「〇〇が必要」という記載のみでは福祉用具貸与の必要性が確認できません。医師の医学的な所見では次の項目が判断できる記載が必要です。

☆ 疾患名

☆ 疾患によって引き起こされている症状

→それにより、P7・8【表1】の「厚生労働大臣が定める者のイ」のいずれに該当するか

☆ P9【表2】のいずれの状態像に該当するか

☆ 必要となる福祉用具

P11の別表も参考にしてください。

重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって起き上がりが困難な状態になるため、【表2】の i) に該当する。よって特殊寝台が必要である。

- ・ 医学的な所見の入手方法については、書面によるもののほか、面接や電話等で医師から聴取した内容を記録する方法でも差し支えありません。いつ・誰から・どのような方法によって聴取したのかを明確にし、サービス担当者会議の要点等に記載してください。

○例外給付の対象期間について

(開始日)確認依頼書の受付日以降で貸与が必要な日から。

※ただし、貸与開始前に確認依頼書を提出することが難しいやむを得ない事情がある場合には、貸与開始前に給付適正化係にご連絡ください。書類の提出し忘れなど、やむを得ない事情と判断できない場合は、受付日より前の貸与については給付対象となりませんのでご注意ください。

(終了日)例外給付が必要とされる日まで。(最長で当該要介護認定又は要支援認定の有効期間が満了する日まで)

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者			
事例1	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象(ON・OFF現象)が頻度におき、日によって、福祉用具が必要な状態となる。	想定される福祉用具	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト※
事例2	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、福祉用具が必要な状態となる。		<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト※
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当することが確実に見込まれる者			
事例1	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で福祉用具が必要となる。	福祉用具 想定される	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト※
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者			
事例1	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。	想定される福祉用具	・特殊寝台
事例2	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。		・特殊寝台
事例3	重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。		・特殊寝台
事例4	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。		<ul style="list-style-type: none"> ・床ずれ防止用具 ・体位変換器
事例5	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。		・移動用リフト※

* この表は平成19年3月14日厚生労働省「地域包括支援センター介護予防事業担当者会議資料」を参考にしています。上記事例以外の状態であっても、福祉用具が必要な状態にあると判断される場合があります。

* 「移動用リフト」の使用目的が「生活環境において段差の解消が必要」である場合の「段差解消機」については確認依頼書の提出は必要ありません。